

静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、勤労者の福祉向上を図るため、勤労者福祉事業を行う静岡市勤労者協議会連合会（以下「連合会」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連合会が実施する次に掲げる事業であって、市長が必要であると認めるものとする。

- (1) 勤労者の生涯学習に関する事業
- (2) 勤労者の福利厚生に関する事業
- (3) 勤労者の文化・スポーツに関する事業
- (4) 奉仕活動及び市政への参加を行う事業
- (5) 他団体との連携・交流を行う事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、連合会の運営に必要な事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金とする。ただし、関係者の飲食に要する経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 連合会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を

審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、連合会に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- （2）市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （4）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第8条 連合会は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた場合において、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ静岡市勤労者協議会連合会事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）変更事業計画書
- （2）変更収支予算書
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第9条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、静岡市勤労者協議会連合会事業変更（中止・廃止）変更承認通知書（様式第4号）により連合会に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 連合会は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又

は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める日までに静岡市勤労者協議会連合会事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により連合会に通知するものとする。

(請求)

第12条 連合会は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 連合会は、前項の規定により概算払を請求するときは、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 3 概算払により交付した補助金の額と第11条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 連合会は、第5条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りで

ない。

(2) 連合会は、第10条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 連合会は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ⑩
電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付の決定をしたので、通知します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付の時期

4 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認をうけること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) (1) から (7) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

静岡市勤労者協議会連合会事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第4号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

静岡市勤労者協議会連合会事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第5号（第10条関係）

静岡市勤労者協議会連合会事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

報告者 名称

代表者氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知を受けた事業が完了したので、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書
- (2) 収支決算書

様式第6号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した静岡市勤労者協議会連合会事業補助金の交付については、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第7号（第13条関係）

静岡市勤労者協議会連合会事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

請求者 名称

代表者氏名

⑩

電話

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払を受けたいので、静岡市勤労者協議会連合会事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付希望時期

4 補助金の概算払を受けようとする理由

5 添付書類

資金計画書

様式第8号（第14条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

報告者 名称

代表者氏名

㊞

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市勤労者協議会連合会事業補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円